

旭市活 第251号
令和4年7月21日

旭川市情報公開・個人情報保護委員会
会長 榑岡宏成 様

旭川市長職務代理者
旭川市副市長 中村 寧

旭川市個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

現在、旭川市が保有する個人情報については旭川市個人情報保護条例（平成17年旭川市条例第8号）に基づき取り扱っておりますが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）が改正され、令和5年4月からは国、民間事業者及び全ての地方公共団体等が、改正後の保護法（以下「改正保護法」という。）に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うこととなりました。

つきましては、改正保護法の施行にあわせて同法を施行するための条例の制定など、個人情報保護制度の見直しを行う必要があり、様々な角度からの御審議を賜り、貴委員会としての御意見をいただきたく、ここに諮問いたします。

1 諮問事項

- (1) 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて
- (2) 情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について
- (3) その他審議が必要な事項について

2 諮問の趣旨

現在、旭川市が保有する個人情報については旭川市個人情報保護条例(平成17年旭川市条例第8号)に基づき取り扱っておりますが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)が改正され、令和5年4月からは国、民間事業者及び全ての地方公共団体等が、改正後の保護法(以下「改正保護法」という。)に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うこととなりました。

そのため、旭川市においても、改正保護法の施行にあわせて同法を施行するための条例(以下「施行条例」という。)の制定など、個人情報保護制度の見直しを行う必要があります。

本諮問は、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号。以下「情報公開条例」という。)第22条第2項第3号及び第4号で、旭川市情報公開・個人情報保護委員会(以下「保護委員会」という。)の所掌事務として、市長の諮問に応じ、情報公開制度及び個人情報保護制度に関することについて審査又は審議することと規定されていることから個人情報保護制度の見直しについて諮問するものです。

また、旭川市の情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するために所要の対応が必要であり、同じく保護委員会へ諮問するものです。

3 諮問の内容

- ・ 1 (1)に関するもの
 - ア 改正保護法において施行条例で定める必要があるとされている事項について
 - イ 改正保護法において施行条例で定めることができるかとされている事項及び施行条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について
- ・ 1 (2)に関するもの
 - 改正保護法での開示請求に係る非開示部分との調整のための情報公開条例の改正について

4 審議スケジュール(想定)

審議の流れ

- ア 1回目 保護法の概要説明及び論点の整理
- イ 2～3回目 論点についての審議
- ウ 4回目 答申素案の検討

開催時期及び頻度

8～10月にかけて月1, 2回開催